

胎児認知の無効確認請求が権利濫用に当たるとされた事例

【文 献 種 別】 判決／東京家庭裁判所

【裁判年月日】 令和 5 年 3 月 23 日

【事 件 番 号】 令和 3 年（家ホ）第 662 号

【事 件 名】 認知無効確認請求事件

【裁 判 結 果】 控訴（後棄却、上告、上告受理申立て〔後棄却、不受理〕）

【参 照 法 令】 民法 1 条 3 項・786 条（令和 4 年法律 102 号による改正前）、人事訴訟法 2 条 2 号

【掲 載 誌】 判時 2620 号 48 頁、判タ 1529 号 251 頁、家判 55 号 90 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25622270

名城大学准教授 山下祐貴子

事実の概要

ベトナム国の国籍を有する女性である A は、平成 14 年 4 月 4 日から日本に滞在していたところ、平成 15 年 2 月 11 日、ベトナムの q において、ベトナム国の国籍を有する男性である B と婚姻の登録をした。その 2、3 か月後、B も日本に滞在するようになったことから、A は、B との同居を開始したが、平成 17 年 6 月頃に別居した。

A は、平成 17 年 10 月頃までに、日本の国籍を有する男性である X（原告）との交際を開始し、同年 12 月頃までに X との同居を開始した。A は、平成 18 年に Y（被告）を懐胎している旨の診断を受けた。A 及び B は、平成 18 年 7 月 20 日、q 人民裁判所において、合意による離婚の承認を受けた。その後、X は Y に係る胎児認知（以下「本件胎児認知」という。）の届出をして受理され、A は Y を出産した。Y は、戸籍上、X A 間の長女とされ、日本の国籍を有するものとされている。

Y は出生後、A 及び X と 3 か月ほど同居した後、A の母に預けられ、1 歳半になるまでベトナムに滞在した。その後、X、A 及び Y は、約 12 年間にわたって同居を続けていたが、A は、令和 2 年 6 月頃、X 以外の男性との交際を開始し、同年 8 月頃、Y とともに X との別居を開始した。なお、B は、A との離婚から数年後に日本から出国した。

X は、令和 3 年 5 月 20 日、Y を相手方とする認知無効確認調停を東京家庭裁判所に申し立て

たが、同事件は、同年 7 月 7 日、不調となった。そこで X は、令和 3 年 7 月 28 日、同裁判所に、Y が B の嫡出子であったこと等を理由に認知無効確認の訴えを提起した。

判決の要旨

「本件胎児認知については、本件胎児認知の当時及び Y の出生の当時における X の本国法である日本法並びに本件胎児認知の当時における A の本国法であるベトナム法が適用され、これらのいずれによっても無効であるとされるときに限り、無効となるものと解するのが相当である……。

まず……認定したところによれば、Y は A が B との婚姻期間中に懐胎した子であると認められる。そして……法の適用に関する通則法 28 条 1 項は、夫婦の一方の本国法で子の出生の当時におけるものにより子が嫡出となるべきときは、その子は、嫡出である子とする旨を定めているところ、ベトナム婚姻家族法 63 条 1 項前段は、婚姻期間中に妻によって分娩又は懐胎された子は、夫婦の共通の子とする旨を定めているから、Y は B の嫡出子であるというべきである。……

その上で、ひとまず本件胎児認知の当時及び Y の出生の当時における X の本国法である日本法により本件胎児認知が無効であるとされるかについて検討すると、日本の民法下では、認知は、その性格上、現に父がある子を対象としてはすること

ができないと解されているから、YがBの子であるとされる限りは、本件胎児認知を有効なものと認めることはできないというべきである。

Yは、仮に本件において本件胎児認知が無効であることの確認がされたとしても、Yが別にXに対して認知を求める訴えを提起すれば、その請求は認容されるはずであるから、本件訴えは、訴えの利益を欠く不適法なものとして、却下されるべきである旨を主張するが、以上に判示したところからすれば、日本の民法下では、YがBの子であるとされる限りは、YはXに対して認知を求めることは困難であるといわざるを得ない。

もっとも、日本の民法下で認知は現に父がある子を対象としてはすることができないと解されているのは、親子関係の公的な秩序として父が重複することは許されるべきではないとする趣旨から出たものであると解される。これを本件について見ると、もとより現在までにBがYの父として取り扱われたことがあったことをうかがわせる証拠ないし事情は見当たらないところ、日本の戸籍にはYがBの嫡出子であることをうかがわせる記載は見当たらず、また、ベトナムにおいてYの出生の登録がされたことをうかがわせる証拠ないし事情も見当たらないことからすれば、実際問題として、BがYの父として取り扱われる可能性は、今後とも乏しいというべきであって、本件胎児認知を有効なものとしたとしても、Yの父の重複が顕在化する事態が現実には生ずるとは直には想像し難いというべきである。

このことに加えて、①Xが、XはAがYを懐胎したと考えられる……期間には海外に出張している日本にいなかった旨を主張するものの、これを裏付ける証拠を提出せず、XがYの生物学上の父であることを争うことを明らかにしているとはいえないこと、②……Xは、YをAがBとの婚姻期間中に懐胎した子であると認識しながら、本件胎児認知の届出をしたと推認されること、③……本件胎児認知の届出が受理されたことについて、Y自身には何の落ち度もないこと、④X自身が、Yに対し、その父として接してきていたこと……、⑤……Yは、生後3か月頃から生後1年半頃までの間にベトナムに滞在していたほかは、出生してから16歳になった現在に至るまで、一貫し

て日本において日本人として生活してきたものであるところ、仮に本件胎児認知が無効であるとされた場合には、日本の国籍を喪失して（国籍法3条参照）、日常を一変させられることにもなりかねず、相応の精神的苦痛を受けるであろうことはもとより、社会生活の様々な場面においてそれまで予想だにしていなかった不利益を被るなどの極めて過酷な状況に置かれることが想像されること、⑥……XがYに対して本件胎児認知が無効であることの確認を求めるに至った動機は、AがX以外の男性との交際に及んだことに対する意趣返しにあったとも疑われることなどの事情を踏まえると、本件の事実関係の下においては、本件胎児認知が無効であることの確認を求めるXの請求を許すことには、正義公平の観点から見て看過することのできない疑問が残るといわざるを得ない。

そうであれば、本件胎児認知が無効であることの確認を求めるXの請求は、権利の濫用に当たり、許されないものであるというのが相当である。

……本件胎児認知については、本件胎児認知の当時及びYの出生の当時におけるXの本国法である日本法並びに本件胎児認知の当時におけるAの本国法であるベトナム法のいずれによっても無効であるとされるときに限り、無効となるものと解されるところ、以上によれば、本件胎児認知は、本件胎児認知の当時及びYの出生の当時におけるXの本国法である日本法によっては無効であるとはできないのであるから、本件胎児認知の当時におけるAの本国法であるベトナム法による検討をするまでもなく、本件胎児認知が無効であることの確認を求めるXの請求は、理由がない。」

判例の解説

一 本判決の意義

本件は、Yを胎児認知した認知者たるXが、民法第786条の規定に基づき、胎児認知が無効であることの確認を求めた事案である。Xは、Yとの間の血縁関係の存否について、積極的には争っておらず、Yについて、AがBとの婚姻期間中に懐胎した子であり、Bの嫡出子である旨主張していた。

認知者による認知無効の主張が権利濫用の法理により制限される可能性があることは、既に最判平 26・1・14（民集 68 巻 1 号 1 頁。以下「平成 26 年最判」という。）により示唆されていたが、最高裁は、権利濫用の評価の際、どのような事情が考慮されるべきかを明らかにしなかった。本判決は、裁判所が権利濫用の判断を行うにあたり考慮した具体的な事情を示したうえで、X による胎児認知無効確認請求を権利濫用に当たると判断した点に意義がある。

二 認知の無効原因と主張権者

民法第 786 条は、認知無効について定めているが、血縁に反する場合、認知意思または意思能力がない場合、届出がない場合、法定の承諾を欠く場合等には、認知は無効になると解されている¹⁾。本件は令和 4 年改正前の民法第 786 条が適用される事例であるが、改正前の 786 条は認知無効の主張権者を子その他の利害関係人に限定していた。そのため、従来、利害関係人に認知者自身が含まれるのか、特に、自ら認知をした認知者が、血縁上の父子関係がないことを理由として認知の無効を主張することができるのか否かが争点とされ、学説・裁判例においても見解が分かれていた。そうした中、平成 26 年最判が、最高裁として初めて、認知者も民法第 786 条に規定する利害関係人に当たり、血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合でも、自らの認知の無効を主張できると判示した。さらに、民法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 102 号）により、認知者自身も認知無効の主張権者であることが明文化された（第 786 条第 1 項第 2 号）²⁾。

本件で、X は血縁関係の不存在ではなく、Y が別の男性（B）の嫡出子であることを理由として認知無効を主張しているが、他人の嫡出子である子や、既に他の男性に認知されている子を認知することはできない³⁾。したがって、上述した無効原因のほか、嫡出推定が及ぶ子や既に認知されている子の認知届が誤って受理された場合にも、認知は無効であると解されている⁴⁾。この点については、平成 26 年最判の寺田逸郎裁判官の意見においても、「日本の民法下では、認知は、その性

格上、現に父がある子を対象としてはすることができないと解される。父が重複することがあってはならないことは、嫡出子の場合に限られるものではなく嫡出でない子にも共通の制約であるはずで、これは親子関係の公的な秩序として許されるべきではないのである」と指摘されており、例外的に、認知者自身も、父が重複していたことを理由として認知無効を主張することができる旨述べられている。本判決でも、ベトナム婚姻家族法上 Y が B の嫡出子であるとしたうえで、「日本の民法下で認知は現に父がある子を対象としてはすることができないと解されているのは、親子関係の公的な秩序として父が重複することは許されるべきではないとする趣旨から出たものであると解される」と判示し、他に父のある子を重ねて認知できないことは当然の前提とされている。他方で、従来 Y は、日本においても、ベトナムにおいても、B の子として取り扱われたことはなかったことから、実際問題として、B が Y の父として取り扱われる可能性は、今後とも乏しく、胎児認知を有効なものとしたとしても、Y の父の重複が顕在化する事態が現実には生ずるとは直には想像し難いとした。すなわち、他の男性との嫡出父子関係を認定しながら、本件胎児認知を当然に無効とはしなかった。それだけでなく、判決の要旨で挙げた①～⑥の事情を踏まえると、本件胎児認知が無効であることの確認を求める X の請求を許すことには、正義公平の観点から見て看過することのできない疑問が残るといわざるを得ないとし、X の請求を権利の濫用に当たるとして棄却した。

三 認知無効と権利濫用

認知者からの認知無効の主張が権利濫用に当たるとされる可能性があることは、上述した通り、既に平成 26 年最判においても、「具体的な事案に応じてその必要がある場合には、権利濫用の法理などによりこの主張を制限することも可能である」と示唆されていた⁵⁾。実際に、平成 26 年最判の原々審（広島家判平 22・10・21 金判 1449 号 20 頁）や原審（広島高判平 23・4・7 金判 1449 号 15 頁）では、認知者たる原告の認知無効の請求が権利濫用に当たるか否かも争点となっており、いかなる場合に権利濫用に該当するかについて「親子とし

ての生活実体のあった期間の長さ、認知無効により子及びその関係者の受ける精神的苦痛、経済的不利益、認知者が子を認知した経緯、動機、目的、認知者が認知無効請求をするに至った経緯及びその動機、目的、認知無効が確定されなかった場合に認知者以外に著しい不利益を受ける者の有無などの諸事情を考慮し、認知無効を認めることが著しく不当な結果をもたらす場合には、認知無効請求は権利の濫用に当たり許されないというべきである」との具体的な判断基準も示されていた⁶⁾。この基準は、藁の上からの養子に対する親子関係不存在確認請求が権利濫用になるか否かが争われた最判平 18・7・7（民集 60 巻 6 号 2307 頁。以下「平成 18 年最判」という。）で示された判断基準に類似している。しかし、上告受理の申立ての理由中、認知無効の請求が権利濫用に当たるとする部分は、受理決定において排除された。そのため、最高裁は、具体的にいかなる場合に権利濫用と判断されるのかについては明らかにしていなかった。この点について、学説上は、「認知者側の事情、被認知者側の事情及び認知後の親子関係の状況等を総合的に考慮して判断することとなろう」との見解や⁷⁾、平成 26 年最判の原々審・原審で示された基準が参考になるとの見解も存在するが⁸⁾、これまでに認知者による認知無効の主張を権利濫用の法理により排斥した事例は公刊物等には見当たらない状況であった⁹⁾。したがって、本判決は、認知者による認知無効確認請求を権利濫用に当たると初めて判示した判決ということになるが¹⁰⁾、本件で重視されたのは、①認知者が子の生物学上の父であることを争っていないこと、②認知者が認知の際に子が他の男性の嫡出子であることを認識していたと推認されること、③子に落ち度がないこと、④認知者が子に対し父として接してきたこと、⑤本件認知が無効とされた場合に子が被る精神的苦痛や不利益、⑥認知者が請求をするに至った動機である。平成 18 年最判や、これを参考にしたと思われる平成 26 年最判の原々審・原審では、「親子としての生活実体のあった期間の長さ」も権利濫用を判断する際の基準の一つとされており、平成 26 年最判の事案では、共同生活は約 1 年 8 か月であった。これに対して、本件では約 12 年に及んでいるが、本判決で「親子と

しての生活実体のあった期間の長さ」については明確には言及されていない。これは、平成 18 年最判及び平成 26 年最判の事案は、血縁上の親子関係が存在しないことが明白なケースであり、親子同様の生活実体のあった期間の長さが、権利濫用を判断するにあたり重要なポイントとなったのに対し、本件では X Y 間の血縁関係の不存在が争われていなかったからではないかと考えられる。

本判決は、父の重複が顕在化する可能性が極めて低いという特殊な事案であり、認知者と子との間の血縁関係の存否が争われていない点には留意する必要があるものの、認知者による認知無効の主張が、いかなる場合に権利濫用となるかを考えるにあたって参考になるものと思われる。

●——注

- 1) 二宮周平編『新注釈民法(17) 親族(1)』(有斐閣、2017 年) 633 頁〔前田泰〕。なお、法定の承諾を欠く場合には、取消原因と解する見解や、血縁がある限り有効と解する見解も存在する。
- 2) ただし、認知者が認知無効の主張をすることができるのは、認知の時から 7 年以内とされた。
- 3) 前田・前掲注 1) 605 頁。
- 4) 前田・前掲注 1) 634 頁。ただし、無効説のほか、取消説も存在する。
- 5) また、改正後の民法 786 条についても、一般条項の適切な活用も視野に入れつつ、個別事案に応じた柔軟な解決の余地を認めることが相当であるとの観点から、認知者による認知無効の主張について特段の制限は設けられなかった(佐藤隆幸『問一答 令和 4 年民法等改正親子法制の見直し』(商事法務、2024 年) 102 頁)。
- 6) そのうえで、共同生活の期間が約 1 年 8 か月程度であり、被告たる子の年齢に比して長期間とは言えないこと、被告も原告が実父でないことを十分に理解し、実親子関係と同視しうるような関係とは到底認められないこと、今後も原告と被告が親子関係を修復させる可能性は殆ど考えられず、法律上の親子関係を将来的にも存続させる理由は認め難いこと等から、原告による認知無効請求が権利濫用に該当するとはいえないとされた。
- 7) 谷村武則「平成 26 年最判判解」最判解(民)平成 26 年度 12 頁。
- 8) 西希代子「平成 26 年最判判批」ジュリ 1479 号(2015 年) 86 頁。
- 9) 匿名コメント・家判 55 号(2025 年) 91 頁。
- 10) 認知者以外の者による認知無効の請求が権利濫用に当たると判断した判例としては、大阪高判平 25・1・17 及び原審の天津家彦根支判平 24・9・3 がある。